証券コード　3070
平成28年４月11日

株　主　各　位

東京都台東区浅草六丁目36番２号
株式会社 アマガサ
代表取締役社長　天　笠　竜　蔵

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年４月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年４月27日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都台東区西浅草三丁目17番１号
浅草ビューホテル　３階　祥雲の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第26期（平成27年２月１日から平成28年１月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役５名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.amagasa-co.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における婦人靴業界におきましては、インバウンド消費の増加など明るい兆しも見られました。しかしながら、円安による輸入商材のコスト増の影響や消費環境が先行き不透明な状態にあるなど、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社では、一貫してデザイン性を追求した高付加価値商材の積極的な投入、適正価格の維持に努めてまいりました。

この結果、当事業年度につきましては、売上高7,269百万円（前年比99.1％）、営業利益193百万円（同67.1％）、経常利益189百万円（同76.3％）、当期純利益52百万円（同41.9％）となりました。

なお、以下に記載の部門別営業利益は、部門別売上高から売上原価及び各部門の販売費及び一般管理費を控除した数値であり、管理部門における販売費及び一般管理費は含んでおりません。

また、当事業年度より事業区分を変更しており、前年比較については前年の数値を変更後の事業区分に組み替えた数値で比較しております。

（卸売部門）

卸売部門におきましては、専門店及び海外取引先向け販売が前年を大きく下回り、加えて、これまで好調であった百貨店も前年をわずかに下回る結果となりました。販売単価の上昇により粗利率は上昇したものの、売上のマイナスが大きく営業利益も前年を下回りました。

これらの結果、卸売部門における売上高は4,757百万円（前年比93.8％）、営業利益は821百万円（同88.3％）となりました。

（小売部門）

小売部門におきましては、当事業年度における売上高が直営店全店で前年比110.9％、既存店で前年比101.9％となりました。また、自社ＷＥＢ販売における売上高は前年比110.7％となりました。

店舗展開におきましては、JELLY BEANS町田東急ツインズ店、モラージュ菖蒲店、アルパーク広島店、イオンモール浜松志都呂店、ららぽーと富士見店、ららぽーとEXPOCITY店、ららぽーと立川立飛店の出店を行い、平成28年１月31日現在の直営店舗数は33店舗となりました。

これらの結果、小売部門における売上高は2,511百万円（前年比110.9%）、営業利益は241百万円（同101.4%）となりました。

事業別売上高

事業区別	第25期（平成27年１月期）		第26期(当事業年度)（平成28年１月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
	千円	%	千円	%
卸売部門	5,070,741	69.1	4,757,831	65.4
小売部門	2,265,387	30.9	2,511,872	34.6
合計	7,336,128	100.0	7,269,704	100.0

直営店舗一覧（平成28年１月31日現在）

店名		オープン日	所在地
JELLY BEANS	渋谷パルコ店	平成13年３月	東京都渋谷区
	ヴィーナスフォート店	平成16年２月	東京都江東区
	河原町ＯＰＡ店	平成17年３月	京都市中京区
	吉祥寺パルコ店	平成18年３月	東京都武蔵野市
	静岡パルコ店	平成19年３月	静岡市葵区
	小岩ポポ店	平成19年３月	東京都江戸川区
	調布パルコ店	平成19年９月	東京都調布市
	エミフルMASAKI店	平成20年４月	愛媛県伊予郡
	なんばＣＩＴＹ店	平成21年10月	大阪市中央区
	ららぽーとTOKYO-BAY店	平成22年９月	千葉県船橋市
	金沢百番街Ｒｉｎｔｏ店	平成23年３月	石川県金沢市
	ららぽーと横浜店	平成23年９月	横浜市都筑区
	アトレ亀戸店	平成23年９月	東京都江東区
	つくばクレオスクエア Q't 店	平成24年３月	茨城県つくば市
	アトレ松戸店	平成24年３月	千葉県松戸市
	ららぽーと磐田店	平成24年４月	静岡県磐田市
	天王寺MIOプラザ館店	平成24年11月	大阪市天王寺区
	ららぽーと柏の葉店	平成25年３月	千葉県柏市
	アトレ秋葉原店	平成25年３月	東京都千代田区
	平塚ラスカ店	平成25年８月	神奈川県平塚市
	アトレ新浦安店	平成25年９月	千葉県浦安市
	メトロ・エム後楽園店	平成25年10月	東京都文京区
	トレッサ横浜店	平成25年10月	横浜市港北区
	イオンモール各務原店	平成26年３月	岐阜県各務原市
	ピオレ姫路ヤング館店	平成26年３月	兵庫県姫路市
	シャミネ鳥取店	平成26年３月	鳥取県鳥取市
	町田東急ツインズ店	平成27年２月	東京都町田市
	モラージュ菖蒲店	平成27年２月	埼玉県久喜市
	アルパーク広島店	平成27年３月	広島市西区
	イオンモール浜松志都呂店	平成27年３月	浜松市西区

店　　名		オープン日	所　在　地
JELLY BEANS	ららぽーと富士見店	平成27年４月	埼玉県富士見市
	ららぽーとEXPOCITY店	平成27年11月	大阪府吹田市
	ららぽーと立川立飛店	平成27年12月	東京都立川市

② 設備投資の状況
当事業年度は、180百万円の設備投資を実施いたしました。
その主な内容は、リース資産に対する99百万円及び直営店の出店に伴う店舗設備に対する78百万円であります。

③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 23 期 (平成25年１月期)	第 24 期 (平成26年１月期)	第 25 期 (平成27年１月期)	第 26 期 (当事業年度) (平成28年１月期)
売　　上　　高(千円)	6,149,179	6,848,819	7,336,128	7,269,704
当 期 純 利 益(千円)	174,507	141,354	124,915	52,285
１株当たり当期純利益　(円)	94.88	75.86	67.04	28.06
総　　資　　産(千円)	5,369,680	5,395,521	5,799,043	5,668,451
純　　資　　産(千円)	1,769,025	1,881,312	1,983,428	2,022,291
１株当たり純資産額　(円)	949.45	1,009.72	1,064.52	1,085.38

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
なお、当社は、平成25年２月１日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第23期の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
天笠靴業（上海）有限公司	300千米ドル	100.0%	中国からの商品調達

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の課題に対し重点的に取り組んでまいります。

① ブランドの育成・定着

「おしゃれ心を満たすトレンド商品をリーズナブルプライスで提供する」を商品開発の基本理念とし、多様化するお客様のニーズに応えられるよう、旗艦ブランドである「JELLY BEANS」及びそれに続く各ブランドの育成と市場への定着に努めてまいります。

② 小売事業の拡大と卸事業の復活

小売事業を成長エンジンと位置付け、出店候補地（テナント）情報ソースの拡充と綿密な出店調査に基づき、新規出店を行うとともに、採算性を重視したスクラップアンドビルドを実行してまいります。また、店頭ニーズを反映させたMDの徹底により、より魅力のある店作りに注力してまいります。

また、ブランドイメージを有効に活用し、販売促進に結び付けるための方法の提案やサービスを付加した営業手法を強化することによって、卸売の現場を活性化し、卸事業の復活に努めてまいります。

③ 人材の強化・育成

小売事業においてはブランドイメージを損なうことのないように接客技術の向上に努め、卸事業や仕入部門においては取引先とのより良い関係を構築し、相互発展を実現するための効果的な企画・提案をしていく能力を錬成するための教育環境の整備に努めてまいります。

株主の皆様におかれましても、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成28年１月31日現在）

当社は、ノンレザー素材を用いたカジュアル婦人靴のデザイン・企画及び卸売並びに小売を主な事業としております。

自社企画商品である「JELLY BEANS」（ジェリービーンズ）、「MINX」（ミンクス）等のオリジナルブランドを冠したカジュアルノンレザー婦人靴を、靴専門店、百貨店、アパレル企業等に対し卸売販売、当社の直営小売店舗等にて小売販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年１月31日現在）

事業所名	所在地
本社	東京都台東区
ショールーム	東京都台東区
神戸事務所	神戸市長田区
直営小売店舗	東京都渋谷区、他32店舗

(7) 従業員の状況（平成28年１月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142名	18名増	33.0歳	6.4年

（注）従業員数は、役員を除く期末就業人員数であり、役員及び使用人兼務取締役を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	853,224千円
株式会社みずほ銀行	414,969
株式会社三井住友銀行	394,192
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	360,250
株式会社日本政策金融公庫	228,020
朝日信用金庫	103,340

２．株式の状況（平成28年１月31日現在）

(1)　**発行可能株式総数**　　6,400,000株

(2)　**発行済株式の総数**　　1,920,000株　（うち自己株式56,800株）

(3)　**株主数**　　536名

(4)　**大株主（上位10名）**

株主名	所有株式数	持株比率
天笠　悦藏	665,700株	35.73%
吉田　嘉明	375,000	20.13
天笠　民子	119,400	6.41
天笠　竜蔵	116,400	6.25
安西　彩子	60,000	3.22
天笠　咲子	60,000	3.22
アマガサ従業員持株会	29,200	1.57
葛原　武見	26,000	1.40
合田　節子	20,000	1.07
永山　勝敏	15,000	0.81

（注）１．当社は自己株式を56,800株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年１月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	天笠竜蔵	天笠靴業（上海）有限公司董事
取締役	鈴木親	経営企画室長
取締役	杉本憲史	小売事業部長兼営業統括担当
取締役	市川裕二	経理部長
取締役	杉本智惠美	商品企画部長
取締役	永井英樹	仕入部長兼海外仕入担当
取締役	清水基	商品管理部長兼品質管理担当
常勤監査役	増元章	
監査役	幸保浩司	コーサン開発株式会社代表取締役 幸保石油株式会社専務取締役
監査役	石倉英樹	石倉公認会計士事務所代表

（注）１．監査役幸保浩司及び監査役石倉英樹の両氏は、社外監査役であります。
２．監査役石倉英樹氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は、監査役石倉英樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当事業年度における取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
・平成27年４月23日開催の第25回定時株主総会において市川裕二、清水基、永井英樹、鈴木親の各氏が取締役に、幸保浩司、石倉英樹の両氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
５．当事業年度中に辞任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
植木榮	平成27年４月23日	社外監査役
小池敏巳	平成27年８月31日	取締役総務部長 天笠靴業（上海）有限公司監事
井上弘一	平成27年８月31日	社外監査役
河野清孝	平成27年10月18日	取締役海外取引推進担当 天笠靴業（上海）有限公司董事

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	9名	60,650千円
監査役	5名	6,650千円
合計	14名	67,300千円

（注）１．上記には平成27年４月23日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名、平成27年8月31日をもって退任した取締役１名、社外監査役１名並びに平成27年10月18日をもって退任した取締役１名を含んでおります。
２．上記のほか、使用人兼務取締役（６名）に対する使用人分給与（賞与を含む）として、34,833千円を支給しております。
３．取締役の報酬限度額は、平成18年３月29日開催の第16回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成17年３月28日開催の第15回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役幸保浩司氏はコーサン開発株式会社の代表取締役であります。また、幸保石油株式会社の専務取締役であります。

なお、コーサン開発株式会社、幸保石油株式会社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役石倉英樹氏は石倉公認会計士事務所の代表であります。

なお、石倉公認会計士事務所と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役井上弘一氏は、当事業年度開催の取締役会15回中７回に出席しております。過去の経験や実績に基づいた客観的な見地から従業員の労務管理や生産管理についての発言・提言を行っております。

また、当事業年度開催の監査役会には13回中７回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、随時経営トップとの意見交換を実施しております。

なお、井上弘一氏は平成27年８月31日をもって辞任により退任しており、在任期間中の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は８回であります。

監査役幸保浩司氏は、当事業年度開催の取締役会15回中９回に出席しております。経営者の見地から、経営判断の妥当性、適正性につき発言・提言を行っております。

また、当事業年度開催の監査役会には13回中９回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、随時経営トップとの意見交換を実施しております。

なお、幸保浩司氏は平成27年4月23日開催の第25回定時株主総会において選任されており、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

監査役石倉英樹氏は、当事業年度開催の取締役会15回中10回に出席しております。公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する高い見識と豊富な経験から発言・提言を行っております。

また、当事業年度開催の監査役会には13回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、随時経営トップとの意見交換を実施しております。

なお、石倉英樹氏は平成27年4月23日開催の第25回定時株主総会において選任されており、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、各社外監査役との間において、会社法第423条第１項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

④　報酬等の総額

当事業年度における社外役員（４名）への報酬等の総額は、1,400千円であります。

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当社が求める知見及び独立性を有した社外取締役を導入すべく鋭意人選を進めてまいりましたが、適任者を見つけるに至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、その後も精力的に社外取締役の人選に努めた結果、適任者を得ることができましたので、第26回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

５．会計監査人の状況

① 名称　　優成監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任を検討し、必要あると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会倫理・法令・社内規程を遵守するとともに、その精神を重視した適正かつ健全な企業活動を行う。

② 「コンプライアンス規程」等諸規程を整備・改定し、社長直轄内部監査室及び社外を含む監査役を選任することにより、問題がある部署の改善と取締役の職務執行に対する監査機能の維持・向上に努める。

③ コンプライアンスを重要なテーマとして、取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を適宜開催し、その委員会において各法令事項等について教育、研修し、社員へのフィードバックに努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 稟議書、取締役会等の意思決定に係る情報は、「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、その保存媒体に応じ適切な状態で記録・保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理の基本的事項を「リスク管理基本規程」に定め、同規程に基づき、当社及び子会社のリスク管理体制を構築する。

② 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、原則として週２回社長が主宰する「連絡会議」（部長会議）等によりその重要度を評価し、対策を検討する。

③ 不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害を最小限度に止める体制を整える。

④ 監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告し、取締役会で定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

⑤ 企業不祥事が発生した場合、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止に努める。

⑥ 専門部署の設置により、品質管理の徹底を図る。

⑦　災害等の発生に備えて、防災用品の備置や防災管理規程及び防災マニュアルの整備等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当社は、取締役会において、当社及び子会社の年次経営計画に基づく各事業部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかを分析し、それを評価することにより事業活動の達成・改善を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①　取締役会が監査役と協議の上、これを指名することとする。同使用人の指揮は、監査役が行い、評価、人事異動、給与等の改定は、監査役の同意を得た上で決定することで、監査役の指示の実効性及び取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。

②　当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び業務または業績に重大な影響を与える事項について、内部通報制度を通じてなど、直ちに監査役に報告し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

③　前項の報告者に対し、報告を理由とした如何なる不利益取扱いを行ってはならない旨を「公益通報者保護規程」に定め、運用を徹底する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、当該請求が適正でない場合を除き、適切に処理を行う。

②　内部監査室や監査法人とも情報交換を行い、連携し監査を有効に行う体制を確保する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 「企業倫理指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を取り、一切の関係を遮断すると定め、不当要請等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

② 反社会的勢力排除活動の推進体制は、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、被害防止に向けた体制整備に努める。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

② 仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば、必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

(10) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の経営については、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

② 当社の内部監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が徹底されているか、検証を行う。

③ 子会社は、四半期毎に当社の取締役会に営業報告を行う。

運用状況の概要

1．内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システムの全般的な状況は、当社の経営企画室が中心となり、重要な不備が存在していないか常時モニタリングにより点検し適切な運用が行えるよう取り組んでおります。

また、同部門が中心となって金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

２．コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見、発生の回避を目的として、公益通報者保護規程の見直しを実施し、ヘルプラインとして内部通報制度を設置いたしました。当該制度については、全社に告知し周知を図り、取締役及び監査役並びに使用人の全員が法令遵守のマインドをもって執務できるよう体制を整備しております。

また、相談内容が常勤監査役に報告される体制、通報を行った者が不利益取扱いを受けない体制を規定し、運用を推進しております。

３．リスク管理

経営に関する重大な損失または不利益等を管理するためリスク管理基本規程を制定し、リスクの存在、把握、評価、対応策の検討を部長会議等により不断の検証、管理を行っております。

また、社内システムを有効に活用し、迅速な情報の共有はもとより、不測の事態に対応する体制の構築に努めております。

４．企業集団の経営管理

当社の企業集団を組成する子会社の経営管理については、その経営状態、経理の状況について四半期毎に当社の取締役会に報告を行い、当社の管理本部及び経営企画室が統括的な管理を行っております。

７．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年１月31日現在）

（単位：千円）

資産の部	
流動資産	**2,014,490**
現金及び預金	678,533
受取手形	179,249
売掛金	738,423
商品及び製品	400,340
前払費用	9,578
繰延税金資産	8,385
その他	2,279
貸倒引当金	△2,300
固定資産	**3,653,961**
有形固定資産	**3,045,834**
建物	1,448,200
構築物	7,010
車両運搬具	309
工具、器具及び備品	22,530
土地	1,529,346
リース資産	38,437
無形固定資産	**169,625**
ソフトウェア	2,290
リース資産	161,250
その他	6,083
投資その他の資産	**438,501**
投資有価証券	90,673
関係会社出資金	28,599
繰延税金資産	23,920
その他	331,470
貸倒引当金	△36,161
資産合計	**5,668,451**

負債の部	
流動負債	**1,772,950**
支払手形	624,770
買掛金	110,075
一年内返済予定の長期借入金	745,059
リース債務	75,301
未払金	172,348
未払費用	249
未払法人税等	11,200
前受金	127
預り金	19,590
返品調整引当金	9,700
その他	4,528
固定負債	**1,873,209**
長期借入金	1,608,936
リース債務	137,977
資産除去債務	5,332
退職給付引当金	112,113
その他	8,850
負債合計	**3,646,160**
純資産の部	
株主資本	**1,987,707**
資本金	**308,100**
資本剰余金	**230,600**
資本準備金	230,600
利益剰余金	**1,520,064**
その他利益剰余金	1,520,064
別途積立金	68,035
繰越利益剰余金	1,452,029
自己株式	**△71,056**
評価・換算差額等	**34,584**
その他有価証券評価差額金	**34,584**
純資産合計	**2,022,291**
負債純資産合計	**5,668,451**

損　益　計　算　書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		**7,269,704**
売　上　原　価		**4,499,128**
売　上　総　利　益		**2,770,576**
販売費及び一般管理費		2,577,072
営　業　利　益		**193,503**
営　業　外　収　益		
受取利息及び受取配当金	2,046	
受　取　保　険　金	25,005	
そ　の　他	5,406	32,458
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	30,024	
そ　の　他	6,186	36,211
経　常　利　益		**189,751**
特　別　損　失		
減　損　損　失	14,457	
下請代金返還金	62,040	76,498
税引前当期純利益		**113,252**
法人税、住民税及び事業税	53,619	
法　人　税　等　調　整　額	7,348	60,967
当　期　純　利　益		**52,285**

株主資本等変動計算書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年２月１日期首残高	308,100	230,600	230,600	68,035	1,429,554	1,497,589
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△29,811	△29,811
当期純利益					52,285	52,285
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	22,474	22,474
平成28年１月31日期末残高	308,100	230,600	230,600	68,035	1,452,029	1,520,064

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年２月１日期首残高	△71,056	1,965,233	18,195	18,195	1,983,428
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△29,811			△29,811
当期純利益		52,285			52,285
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			16,389	16,389	16,389
事業年度中の変動額合計	－	22,474	16,389	16,389	38,863
平成28年１月31日期末残高	△71,056	1,987,707	34,584	34,584	2,022,291

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ　時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	３年～50年
構築物	10年～20年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。

③ 長期前払費用　定額法によっております。

④ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、それぞれ回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 返品調整引当金　商品の返品に伴う損失に備えるため、返品の実績率により損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

ヘッジ方針

金利リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理によっているため、有効性の評価は省略しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,302,839千円
構築物	6,327千円
土地	1,479,999千円
計	2,789,166千円

上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	247,874千円
長期借入金	933,370千円
計	1,181,244千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,009,268千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務 2,111千円

(4) 受取手形割引高 154,907千円

(5) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	2,390千円
支払手形	225,003千円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

仕入高　54,480千円

(2) 減損損失の内訳

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種類	金額（千円）
福岡	直営店設備	建物	3,670
東京	直営店設備	建物	2,346
神奈川	直営店設備	建物	7,899
	直営店設備	工具、器具及び備品	540
		合計	8,440

当社は、事業形態の違いにより、大きくは卸売事業と小売事業にグルーピングし、小売事業（直営店事業）は各店舗別にグルーピングしております。

直営店のうち２店舗につき、第２四半期会計期間末に閉店及び移設による除却損の発生が見込まれたため、当該店舗設備残高を減損損失(6,017千円)として特別損失に計上しております（当事業年度に除却済）。

また、直営店のうち１店舗につき、営業活動から生じる利益が継続的にマイナスであり、今後の収益改善が困難視されるため、当該店舗設備残高を減損損失(8,440千円)として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び器具備品については、正味売却価額は零としております。

(3) 下請代金返還金

当社は、商品の仕入れ取引に関し、下請代金支払遅延等防止法の規定に違反するものとして、中小企業庁から公正取引委員会に対し措置請求がなされ、同委員会から勧告を受けました。

この事実に伴い、当社は、該当取引先に対し「減じた額」と認められた金額65,142千円（仮払消費税3,102千円を含む）について、その全額を返還しております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	1,920,000株	－株	－株	1,920,000株
自己株式				
普通株式	56,800株	－株	－株	56,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年４月23日開催の第25回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　29,811千円
・１株当たり配当額　16円
・基準日　平成27年１月31日
・効力発生日　平成27年４月24日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成28年４月27日開催の第26回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	29,811千円
・１株当たり配当額	16円
・基準日	平成28年１月31日
・効力発生日	平成28年４月28日

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
未払事業税	1,520
貸倒引当金繰入限度超過額	12,167
退職給付引当金損金算入限度超過額	36,167
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	2,855
資産除去債務	1,720
その他	21,197
繰延税金資産小計	75,626
評価性引当額	△26,852
繰延税金資産合計	48,774
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△16,469
繰延税金負債合計	△16,469
繰延税金資産の純額	32,305

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割	6.5%
評価性引当額	6.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.3%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.8%

（表示方法の変更）

前事業年度において、「その他」に含めて表示していた「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の「その他」として表示していた1.5%は、「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」0.5%、「その他」1.1%として組み替えております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年２月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年２月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性及び流動性を重視し、短期的な預金等に限定しております。また、必要な資金は銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引については借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は一切行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規定に従い、取引先の与信管理を定期的に行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に株価や発行体の財務状況等を把握し、見直しを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、１年以内の支払期日であります。長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としております。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、資金繰り計画を作成し定期的に更新することにより管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年１月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	678,533	678,533	－
(2)受取手形	179,249	179,249	－
(3)売掛金	738,423	738,423	－
(4)投資有価証券	90,411	90,411	－
資産計	1,686,618	1,686,618	－
(1)支払手形	624,770	624,770	－
(2)買掛金	110,075	110,075	－
(3)長期借入金	2,353,995	2,359,431	5,436
負債計	3,088,841	3,094,278	5,436
デリバティブ取引	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形、(2)買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には１年内返済予定の金額を含めて記載しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	261

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
主要株主及び役員の近親者（注）2．	天笠　悦藏	被所有 直接　35.73	前当社代表取締役	報酬の支払（注）3．	24,000	－	－

（注）1．上記取引金額に消費税等は含まれておりません。

2．天笠悦藏氏は、当社代表取締役社長天笠竜蔵の実父であります。

3．取引条件及び取引条件の決定方針等

報酬額は、創業者及び名誉会長である見地からの、経営全般に関する相談・助言等に対する対価として協議の上、決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,085円38銭

(2) １株当たり当期純利益　28円06銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

(1) 退職給付会計関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付引当金	112,113千円
退職給付債務	112,113千円

（注） 当社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	12,854千円
退職給付費用	12,854千円

（注） 当社は、退職給付費用の算定に当たり、簡便法を採用しております。

(2) 千円単位の記載は、千円未満を切捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年３月23日

株式会社アマガサ
　取締役会　御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小　松　亮　一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アマガサの平成27年２月１日から平成28年１月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年２月１日から平成28年１月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年３月25日

株式会社アマガサ　監査役会

常勤監査役　増　元　　章　㊞

社外監査役　幸　保　浩　司　㊞

社外監査役　石　倉　英　樹　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金16円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は29,811,200円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年４月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第２９条（損害賠償責任の一部免除）第２項の一部を変更するものであります。

なお、定款第２９条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更個所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（損害賠償責任の一部免除） 第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 ②　当会社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（損害賠償責任の一部免除） 第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 ②　当会社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役小池敏巳氏は、平成27年８月31日をもって辞任いたしました。

取締役河野清孝氏は、平成27年10月18日をもって辞任いたしました。

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（７名）は任期満了となります。

つきましては、意思決定を機動的に行うため２名減員し、取締役５名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	あま　がさ　りゅう　ぞう 天　笠　竜　蔵 （昭和49年５月18日）	平成11年４月　株式会社船井総合研究所入社 平成14年３月　当社取締役 平成17年４月　当社常務取締役 平成18年３月　当社常務取締役営業本部長兼営業３部長 平成23年２月　当社常務取締役営業本部長兼営業４部長 平成23年５月　当社代表取締役社長兼営業本部長兼営業４部長 平成25年２月　当社代表取締役社長兼営業本部長兼アパレル通販事業部長 平成26年２月　当社代表取締役社長 平成28年２月　当社代表取締役社長兼営業本部長（現任） ［重要な兼職の状況］ 天笠靴業(上海)有限公司董事	116,400株
2	いち　かわ　ゆう　じ 市　川　裕　二 （昭和49年12月22日）	平成11年１月　当社入社 平成21年７月　当社経理部長 平成27年４月　当社取締役就任 平成28年２月　当社管理本部長兼財務経理部長（現任）	2,500株
3	すず　き　ちかし 鈴　木　親 （昭和39年５月28日）	平成13年４月　株式会社バックスグループ内部監査部長 平成20年５月　株式会社サニクリーン経営管理室内部監査課長 平成24年１月　当社入社　顧問 平成24年４月　当社常勤監査役就任 平成26年４月　同退任 平成26年６月　当社経営企画室長 平成27年４月　当社取締役就任（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	※ 伊串（いぐし）　久美子（くみこ） （昭和43年９月３日）	平成12年10月　デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社テレコム＆メディア事業部マネジャー 平成15年１月　日本ヒューレット・パッカード株式会社戦略企画部門マネジャー 平成15年９月　日本ヒューレット・パッカード株式会社経営企画室渉外部部長兼日本代表ロビイスト 平成18年６月　エーオン・ジャパン・グループ　エーオン・ホールディングス・ジャパン株式会社経営企画部門部門長兼新規事業開発部長、エーオン・リスク・サービス・ジャパン株式会社営業市場開発部長、エーオン・コンサルティング・ジャパン株式会社ＨＲコンサルティング・ディレクター 平成21年６月　ハーバード大学公共政策大学院行政学修士号取得 平成23年９月　日本アイ・ビー・エム株式会社グローバル・ビジネス・サービス事業戦略・市場開発部長 平成24年７月　日本アイ・ビー・エム株式会社グローバル・ビジネス・サービス事業コンサルティング部門アソシエイト・パートナー 平成26年９月　株式会社霞ヶ関総合研究所設立代表取締役社長（ＣＥＯ兼ＣＯＯ） 平成27年11月　株式会社ＵＳＥＮ社外取締役就任（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社霞ヶ関総合研究所代表取締役社長（ＣＥＯ兼ＣＯＯ）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	※ 石倉英樹（いしくらひでき） （昭和48年９月９日）	平成14年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成18年10月　株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング入社 平成18年11月　公認会計士登録 平成25年７月　石倉公認会計士事務所代表（現任） 平成26年８月　税理士登録 平成27年４月　当社監査役就任 ［重要な兼職の状況］ 石倉公認会計士事務所代表	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．※の候補者は新任候補者であります。

３．伊串久美子氏及び石倉英樹氏は社外取締役候補者であります。

４．伊串久美子氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての経験と、新規事業、海外進出等の事業戦略に関する専門的な知見を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

５．石倉英樹氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての専門知識・経験等を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

６．石倉英樹氏は現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

７．石倉英樹氏は現在、当社の監査役でありますが、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任により退任する予定であります。

８．石倉英樹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

９．伊串久美子氏及び石倉英樹氏の選任が承認された場合、当社定款の定めにより、当社は両氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役井上弘一氏は、平成27年８月31日をもって辞任いたしました。

監査役石倉英樹氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、平野大輔氏は退任監査役井上弘一氏の補欠であり、その任期は当社定款の定めにより、退任監査役の残任期間となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※ 平野大輔（ひらのだいすけ） （昭和44年11月20日）	平成４年４月　株式会社三広入社 平成21年４月　社会福祉法人かいた福祉会入社 平成23年12月　社会福祉法人かいた福祉会 理事・理事長就任（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．※の候補者は新任候補者であります。

３．平野大輔氏は、社外監査役候補者であります。

４．平野大輔氏を社外監査役候補者とした理由は、過去の実務経験や実績に基づいた客観的な見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。

５．平野大輔氏の選任が承認された場合、当社定款の定めにより、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

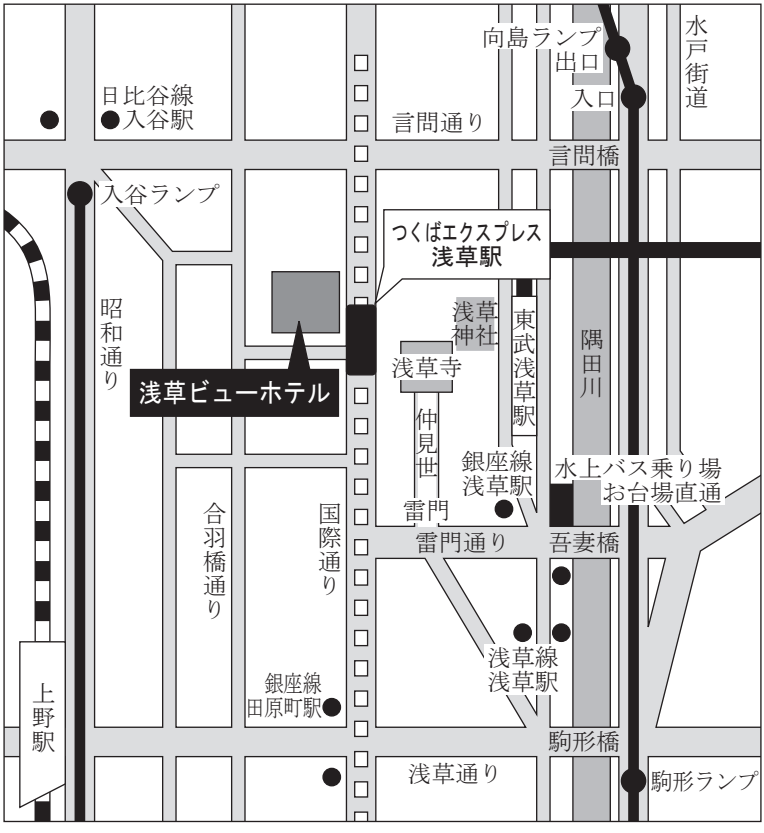
６．平野大輔氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番１号
浅草ビューホテル　３階　祥雲の間



首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス「浅草駅」	直結
東京メトロ銀座線「田原町駅」	徒歩７分
東京メトロ銀座線・都営浅草線「浅草駅」	徒歩10分
東武鉄道・東武スカイツリーライン「浅草駅」	徒歩10分
JR「上野駅」	タクシー５分